質問第三号

消費税率の変更に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十月五日

奥田　ふみよ

参議院議長　関口昌一　殿

消費税率の変更に関する質問主意書

高市内閣が推進する、食料品の消費税率を二年間限定で一％に引き下げる案が実現した場合の、その後の対応について、以下質問する。

一　二年間の食料品消費税率引下げ期間が終了した後、食料品以外の消費税率を現行の十％より引き上げる案が、政府の主催する会議の場で提案されたことはあるか示されたい。

二　前記一の案について政府はどのように評価するか示されたい。

三　高市内閣は、前記一の案を含め、消費税率を現行より引き上げないことを約束できるか示されたい。

右質問する。